平成25年3月八戸市教育委員会定例会

# 3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 9号	八戸市社会教育指導員の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 10 号	八戸市立公民館長の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 11 号	八戸市博物館館長の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 12 号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 13 号	八戸市教育振興基本計画策定委員会規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 14 号	八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 15 号	八戸市通学区域審議会規則の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第 16 号	八戸市少年相談センター運営協議会規則の制定について ・・・・・・・・・	19
議案第 17 号	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則の制定について ・・・・・・・・	23
議案第 18 号	八戸市史編纂委員会規則の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議案第 19 号	八戸市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議案第 20 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会規則の制定について ・・・・	33
議案第 21 号	豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等	
	の規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議案第 22 号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について ・・・・・・	43
議案第 23 号	八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・・・・	47
議案第 24 号	教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正	
	する規程の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
議案第 25 号	地方自治法第 180 条の2の規定に基づく協議について ・・・・・・・・・・	79

# 議案第9号

八戸市社会教育指導員の委嘱について 八戸市社会教育指導員に別紙の者を委嘱する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

八戸市社会教育指導員の任期満了に伴う後任の指導員を委嘱するためのものである。

氏 名	担当
まえだ ちがこ前田 千賀子	指導助言

任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

# 議案第10号

八戸市立公民館長の委嘱について 八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

八戸市立公民館長の委嘱期間満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

公 民 館 名		氏 名
小中野公民	館	森喜朝
白 銀 公 民	館	竹 生 りえ子
鮫 公 民	館	野坂哲
上 長 公 民	館	胃 澤 伸 一
柏崎公民	館	鶴飼千年
大 館 公 民	館	产 素 富美子
下 長 公 民	館	佐衣木勝紀
吹上公民	館	伊藤 ゆり
湊 公 民	館	五常保夫
是 川 公 民	館	細越紀雄
館公民	館	貝 吹 賢 一
根城公民	館	新井山雅符
三八城公民	館	石橋 完生
江 陽 公 民	館	加藤 惹 志
長 者 公 民	館	佐々木 修
田面木公民	館	有馬 弘
市川公民	館	氣 田 武 男
南 浜 公 民	館	大橋正治
根岸公民	館	江 戸 清
白銀南公民	館	大久保 喜八郎
東 公 民	館	久保澤 恂
白山台公民	館	中村政勝
南 郷 公 民	館	木村明美智

委嘱期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

# 議案第11号

八戸市博物館館長の委嘱について 八戸市博物館館長に別紙の者を委嘱する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

八戸市博物館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏名 工藤 竹久

任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

# 議案第 12 号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について 八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏名 長根 岩夫

任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

# 議案第13号

八戸市教育振興基本計画策定委員会規則の制定について 八戸市教育振興基本計画策定委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関設置条例の制定に伴い、教育振興基本 計画策定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

#### 八戸市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成 25 年八戸市条例第 号)第3条の規定に基づき、八戸市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)の策定に係る調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、知識経験のある者及び公募に応じた者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、基本計画の策定に係る調査及び検討が終了するまでとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 議案第14号

八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則の制定について 八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関設置条例の制定に伴い、学齢児童生徒 就学指導委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

#### 八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則

八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則(平成7年八戸市教育委員会規則第5号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成 25 年八戸市条例第 号)第3条の規定に基づき、八戸市学齢児童生徒就学指導委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な教育的支援を要する疑いのある就学前児童(当該審議に係る年度の翌年度の4月1日において小学校に入学する予定である者をいう。)、学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導方法等について必要な事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 医師
  - (2) 教職員
  - (3) 特別支援教育に関し学識経験を有する者
- 3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長1人、副委員長2人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。
- 2 前項の規定により委員会の会議を招集する場合において、当該会議に出席すべき委員は、 委員長がその都度指名する。
- 3 委員会は、出席すべき委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則(以下「旧規則」という。)第4条第2項により委員に委嘱又は任命されている者(関係行政機関の職員である委員を除く。)は、改正後の八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則(以下「新規則」という。)第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成25年5月18日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第6条第2項の規定により委員長又は副委員長として定められた者は、新規則第4条第2項の規定により委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

# 議案第15号

八戸市通学区域審議会規則の制定について 八戸市通学区域審議会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関条例の制定に伴い、通学区域審議会の組織及 び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

#### 八戸市通学区域審議会規則

八戸市通学区域審議会条例施行規則 (昭和44年八戸市教育委員会規則第3号) の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第 号)第3条の規定に基づき、八戸市通学区域審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の 通学区域の新設又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 市立の小学校及び中学校のそれぞれの父母と教師の会の代表者
  - (2) 市立の小学校長及び中学校長のそれぞれの代表者
  - (3) 知識経験のある者
  - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特定の職又は地位にあることにより委嘱された委員は、その職又は地位を離れたときは、解任 されるものとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

- 第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員5人以内を置くことができる。
- 2 特別委員は、当該地域の知識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた 後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、教育長が行う。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の八戸市通学区域審議会規則(以下「旧規則」という。)第3 条第3項の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の八戸市通学区域審議会規則(以下「新規則」という。)第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、 当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成25年11月11日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第5条第2項の規定により会長又は副会長として定められている者は、新規則第5条第2項の規定により会長又は副会長として定められたものとみなす。

# 議案第16号

八戸市少年相談センター運営協議会規則の制定について 八戸市少年相談センター運営協議会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関設置条例の制定に伴い、少年相談センター運営協議会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

#### 八戸市少年相談センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第 号)第3条の規 定に基づき、八戸市少年相談センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及 び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、八戸市少年相談センターの活動等に係る業務計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 関係団体の代表者
  - (2) 市議会の議員
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 公募に応じた者
  - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 公募による委員の人数は、2人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 特定の職又は地位にあることにより委嘱された委員は、その職又は地位を離れたとき は、解任されるものとする。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が 行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、教育長が行う。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明そ

の他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の八戸市少年相談センター運営協議会の委員である者は、 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第3条第2項の規定により協 議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同 条第4項本文の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に従前の八戸市少年相談センター運営協議会の会長又は副会長 である者は、施行日において第4条第2項の規定により協議会の会長又は副会長として 定められたものとみなす。

# 議案第17号

八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則の制定について 八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関設置条例の制定に伴い、史跡根城跡保存管理計画検討会議の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第 号)第3条の規 定に基づき、八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議(以下「検討会議」という。)の組 織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 検討会議は、史跡根城跡の保存管理計画(以下「計画」という。)に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 検討会議は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画に関し必要な事項について調査及び検討が終了するまでとする。 (会長)
- 第4条 検討会議に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱 が行われた後最初に招集すべき検討会議の会長の職務は、教育長が行う。
- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 検討会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明 その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また 同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、 会長が検討会議に諮って定める。

# 附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の史跡根城跡保存管理計画検討会議の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第3条第2項の規定により検討会議の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に従前の史跡根城跡保存管理計画検討会議の座長である者は、施 行日において第4条第2項の規定により検討会議の会長として定められたものとみなす。

# 議案第18号

八戸市史編纂委員会規則の制定について 八戸市史編纂委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市附属機関設置条例の制定に伴い、市史編纂委員 会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

# 八戸市史編纂委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第 号)第3条の規定に 基づき、八戸市史編纂委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事 項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市史編纂事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者及び公募に応じた者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の会長の職務は、教育長が行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、八戸市立図書館において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が 委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 議案第19号

八戸市教育委員会指定管理者選定委員会規則の制定について 八戸市教育委員会指定管理者選定委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正に伴い、教育委員会指定管理者選定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

#### 八戸市教育委員会指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年八戸市条例第124号。以下「条例」という。)第5条第5項の規定に基づき、八戸市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長及び委員4人以上9人以内をもって組織する。
- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、知識経験のある者及び教育委員会事務局の課長級以上の職にある職員(以下 「職員」という。)のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 知識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する委員の人数は、職員のうちから教育委員会が任命する委員と同数以上とする。
- 5 委員の任期は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設に係る当該候補者の 選定に関する事項の調査審議が終了するまでとする。

(委員長)

- 第3条 委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと ができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

- 第5条 委員は、公正かつ適正に審査を行わなければならない。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様 とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課(条例第5条第2項ただし書の規定により公の施設 ごとに委員会を設置した場合にあっては、当該公の施設を所管する課等)において処理 する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 議案第20号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会規則の制定について 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

#### 理由

附属機関の設置根拠の見直しによる八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部改正 に伴い、埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の組織及び運営等に関し必要な事項を定 めるものである。 (趣旨)

第1条 この規則は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例(平成23年八戸市条例 第10号)第9条第3項の規定に基づき、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協 議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定めるもの とする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、文化財、教育普及、広報活動等に関し専門的知識を有する者のうちから、 教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第3条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職 務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱 が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、教育長が行う。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第5条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明 その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、八戸市埋蔵文化センター是川縄文館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、 会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第2条第2項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に従前の八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の会長又は副会長である者は、施行日において第3条第2項の規定により協議会の会長 又は副会長として定められたものとみなす。

# 議案第21号

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定 について

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則を別紙のと おり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

豊崎幼稚園を廃止することに伴い、関係規則について規定の整理等をするためのものである。

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則

(八戸市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 八戸市教育委員会公印規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表八戸市立豊崎幼稚園印の項及び八戸市立豊崎幼稚園長印の項を削る。

(八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正)

第2条 八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則(昭和41年八戸市教育委員会規則 第3号)の一部を次のように改正する。

別表学校の職員の項中「園長 教諭 技能主事」を「技能主事」に改める。

(八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行 規則(昭和37年八戸市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第8条第1項中「又は園長」を削る。

第13条の見出しを「(校長の助力及び証明)」に改め、同条第1項中「手続き」を「手続」に改め、「又は園長」を削り、同条第2項中「又は園長」を削る。

(八戸市立幼稚園管理規則等の廃止)

- 第4条 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 八戸市立幼稚園管理規則(昭和49年八戸市教育委員会規則第3号)
  - (2) 八戸市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の加算措置を受ける職員並びに加算割合を定める規則(平成3年八戸市教育委員会規則第2号)

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則新旧対照表(第1条関係)

	(台		搬					
	s員会規則第4-		管理者		島守中学校長	豊崎幼稚園長	豊崎幼稚園長	
改正前	三八戸市教育委		寸法 (方ミ リメートル)		18	45	18	
	見則(昭和39年		様式		八戸市立島守 中学校長之印	八戸市立豊崎 幼稚園之印	八戸市立豊崎 幼稚園長之印	
	八戸市教育委員会公印規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第4号)	別表 (第3条関係)	公印の種類	(婦)	八戸市立島守中学校長印	八戸市立豊崎幼稚園印	八戸市立豊崎幼稚園長印	
						1		•
	号)		搬要					
	<b>吳員会規則第</b> 4		管理者		島守中学校長			
改正後	戶八戸市教育多		寸法 (方ミ リメートル)		18			
	規則(昭和394		様式		八戸市立島守 中学校長之印			
	八戸市教育委員会公印規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第4号)	別表 (第3条関係)	公印の種類	(姆)	八戸市立島守中学校長印			

豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則新旧対照表(第2条関係)

	改正後		改正前
八戸市教育委員会事務局職 則第3号)	八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則(昭和41年八戸市教育委員会規 訓第3号)	八戸市教育委員会事務局職 則第3号)	八戸市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則(昭和41年八戸市教育委員会規 則第3号)
別表(第2条関係)		別表 (第2条関係)	
(婦)		(婦)	
学校の職員	技能主事	学校の職員	園長 教諭 技能主事
(略)		(婦)	

(第3条関係) 豊崎幼稚園の廃止に伴う八戸市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則新旧対照表

改正前	関する条例 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 施行規則 (昭和37年八戸市教育委員会規則第1号)	(災害発生の報告)	<ul> <li>医、学校歯</li> <li>第2条 八戸市立学校の校長又は園長(以下「校長又は園長」という。)は、その学校</li></ul>	(1)~(7) (略)	(補償請求の手続)	:する者は、 変を経由して 次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長 <u>又は園長</u> を 近により指定 経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第4条第2項の規定に には、この より指定医療機関又は指定薬局において療養の給付を受ける場合の療養補償について は、この限りでない。	(1)~ $(7)$ (略)	2・3 (略)	(校長又は園長の助力及び証明)	11により補償   第13条 法及び条例の規定により補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償
改正後	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 施行規則 (昭和37年八戸市教育委員会規則第1号)	(災害発生の報告)	第2条 八戸市立学校の校長 (以下「校長」という。)は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医等」という。)について、公務に基づくと認められる災害 (公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第2条に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生したときは、教育委員会に対し、次の事項を記入した書面によりその旨を速やかに報告しなければならない。	(1)~(2) (略)	(補償請求の手続)	第8条 法及び条例の規定により、補償(傷病補償を除く。)を受けようとする者は、 次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して 教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第4条第2項の規定により指定 医療機関又は指定薬局において療養の給付を受ける場合の療養補償については、この 限りでない。	$(1)$ $\sim$ $(7)$ (略)	2 • 3 (略)	(校長の助力及び証明)	第13条 法及び条例の規定により補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償

故正後	改正前
これに必要な助力を与えるものとする。	は園長は、これに必要な助力を与えるものとする。
<ul><li>2 学校医等の所属学校の校長は、法及び条例の規定により補償を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。</li></ul>	2 学校医等の所属学校の校長 <u>又は園長</u> は、法及び条例の規定により補償を受けるべき 者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

# 議案第22号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について 八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

### 理 由

美保野中学校を廃止することに伴い、規定の整理をするためのものである。

# 八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公印規則(昭和39年八戸市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表八戸市立美保野中学校印の項及び八戸市立美保野中学校長印の項を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	別表 (第3条関係)	情要     公印の種類     様式     ミリメート     管理者     摘要       ル)     ル)	(姆)	p 学     八戸市立白銀南中学 校長印     八戸市立白銀南中学 銀南中学校     18     白銀南中学 校長	(大戸市立美保野中学 校印     (大戸市立美保野中学 保野中学校 大戸市立 (大戸市立 (大戸市立 (大戸市立 (大戸市立 (大戸市立 (大戸市 (大戸市 (大戸市 (大戸市 (大戸市 (大戸市 (大戸市 (大戸市	八戸市立美保野中学 校長印       八戸市立美保野中学 保野中学校       18       美保野中学 校長	
	(条関係)						
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(盤)	八戸市立校長印	人戸市立校印	八戸市立 校長印	(4/11)
		摘要					
		管理者		白銀南中学校長			
		方へ					
改正後		寸法 (方 ミリメート ル)		18			
改正後		× 111 -		八戸市立台       銀南中学校       長之印			

# 議案第 23 号

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

### 理 由

奨学生志願の申請手続に係る市・県民税課税 (所得) 証明書の添付を省略できるよう 所要の改正をするものである。

### 八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市奨学金貸与条例施行規則(平成 23 年八戸市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項第4号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書(別記第4号様式の2)によりその閲覧取得についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。別記第2号様式(その1)中

 所属
 学部

 学年

 在学校
 学校

 月込み

 本

 学校
 科年3月卒業

 を

 見込み

在 学 校 学 学 学部 に 科 第 学年 年 3 月卒業見込み 」

改め、同様式(その2)中

本人氏名
所 属 学部 科 第 学年

を

本人氏名

改める。

別記第3号様式中

Γ

を 小学生 名 中学生 高校生 名 大学生 名 Γ 名・高専 名·大学生 に、 小学生 名·中学生 名・高校生 名・専修 

「母子家庭」を「母子(父子)家庭」に改める。 別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

# 課税資料閲覧取得同意書

年 月 日

(あて先) 八戸市教育委員会教育長

学校名	
申請者氏名	E
奨学金申請区分	一般・特別・ 両方
(V)	ずれかを○で囲んでください)

八戸市奨学生採用資格認定に要する収入及び所得確認のため、\_\_\_\_\_年度分の市県民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。

(※ 同意書に署名捺印がない場合は、市・県民税課税(所得)証明書を添付する必要があります。)

1. 「一般奨学金」を申請する場合

について各自署名捺印してください。(スタンプ印不可)

以下に申請者の父母(いずれか一方しかいない場合は当該の父又は母)、又は父母双方いない場合には申請者の生計を維持する方について各自署名捺印してください。(スタンプ印不可)

2. 「特別奨学金」又は「一般奨学金と特別奨学金の双方」を申請する場合 以下に申請者の父母(いずれか一方しかいない場合は当該の父又は母)、又は父母双方いない場合には申請者の生計を維持する方、さらに生活保護世帯に属する場合を除き、生計を同じくする 18 歳以上の方全員

	(ふりかな) 氏 名	申請者 との続柄	性 別	生年月日	印
1					
2					
3					
4					
5					

### 備考

- 1 ①税の申告が済んでいない方や個人の御都合(修正申告等)により教育委員会では課税状況等が確認できない方、②申請する年の1月1日に八戸市に住民登録がない方は、同意書に署名捺印された場合であっても、市・県民税課税(所得)証明書を提出していただくこととなります。
- 2 ①の方には、教育委員会から後日御連絡しますので指定期日までに関係書類を提出してください。②の方には、申請書等応募書類と一緒に応募受付期限までに関係書類を提出してください。期限までに提出されない場合には、申請書の受理ができなくなりますのでご注意ください。

別記第7号様式中「異議ありません」を「異議ありません。また、連絡が取れない場合は、 教育委員会が住所等を調査することに同意いたします」に改める。 別記第8号様式中「金 円也」を「金 円也」に、

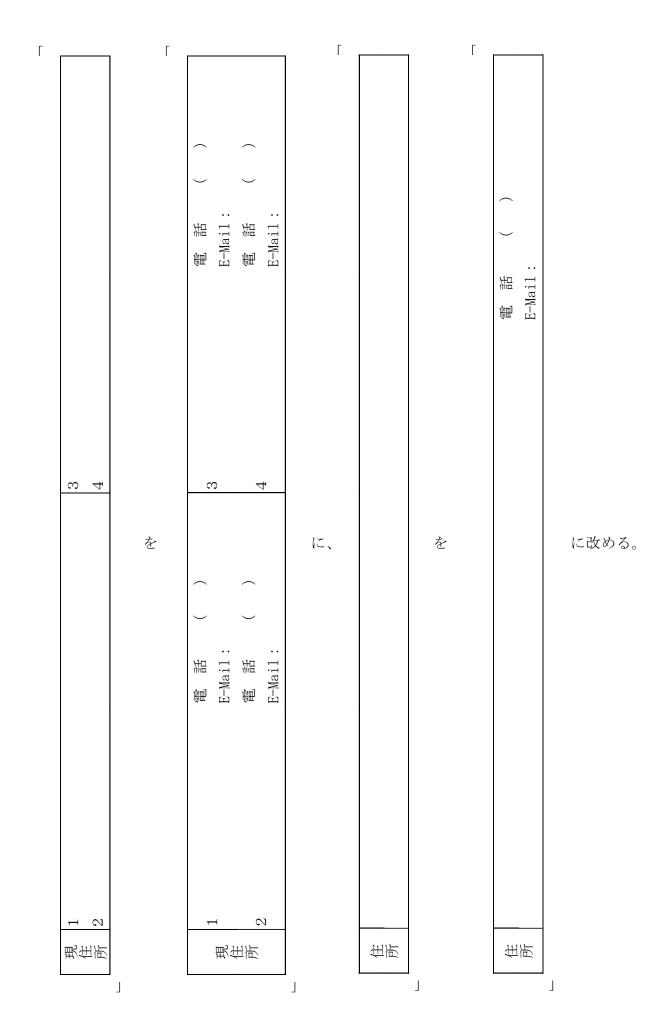
							(氏名)			儀」		「異議ありません」を
							「住所	、連	おうりょり オレイよ	い場合	合は、	教育委員会が住所等
を調	査する	5	に同意	けいた	しま	す」に、	氏名					を <sup></sup> ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・
「住房	折						に改める					
氏	名					<u></u>	(((),(),()	0				
別	記第:	9 号村	<b></b>	「電	話	(	)」を	信     E	冟話 ≔Mail:	(	)	に改める。
				「本		人住所	Ť					
						氏名	, 1					
見[[	記第1	5号和	<b></b> 様式中	連	帯保証	正人 住所	Í				:	を
/3/3	HU N 1	0,51	777			氏名	1					
				保	証	人住所	Í					
						氏名	, 1					
「本		人	住所_									
			氏名_									
連	帯保証	人	住所_						に改める。			
			氏名_					<u> </u>	(-9(-) 00			
保	証	人	住所_									
			·					<u> </u>				
				ら別詞	記第2	0号様式	まで中					
「本		人	住所									
			氏名									
連	帯保証	人	住所						を			
			氏名									
保	証	人	住所									
			氏名									
│本		人	_									
								<u> </u>				
連	帯保証	三人	_						に改める。			
								<u> </u>				
保	証	人	·									
			氏名_					๎ 🗐 ]				

	学校	学部	科	第	学年
	 学校	学部	科	笙	学年
		1 Hh		<b>714</b>	<b>.</b> .
学期日	年	月	日		
0					
。 第27号様式中「・氏名」を「・氏名	<ul><li>電話番</li></ul>	号・E-Mai	1」に、		
			年	月	日
(あて先)八戸市教育委員会教育長					
	氏 名				(FI)
連帯保証	, ,				(P)
保証 <i>)</i>					
			——— 年	月	月
(あて先)八戸市教育委員会教育長					
	氏 夕				(FII)
本 人					

改める。

]

四氢类00尺类子由	「新	連背	<b>持保</b> 記	正人				▣	<i>+</i> .
別記第28号様式中	新	保	証	人					を
「新 連帯保証人					<u> </u>	に、			
新 保 証 人					<u> </u>	(-,			
「本 人 氏 名									
連帯保証人氏名								を	
保証人氏名									
「本 人 氏 名							<b>1</b>		
連帯保証人氏名							<b>(</b>	に改める。	
保証人氏名							<u> </u>		
別記第29号様式中									



附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

日教育委員会規則第5号) 3 1 八戸市奨学金貸与条例施行規則(平成23年3月

故正後	改正前
(奨学生	(奨学生、志願の申請手続)
第2条 (略)	第2条 (略)
$(1) \sim (4)$ (B)	$(1) \sim (4)$ (略)
2 教育委員会は、前項第4号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書 (別記第4号様式の2) によりその閲覧取得についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。	

(佐空校用) 本人氏名 中 第 学年 年3月年第12530 本 1	以正後 第 <b>2号様式</b> (第2条関係) (その1) (表面)		第2号様式 (第2条関係) (4m)	条関係)	改正前	
新学年 年3月40条製込み 在学校 全線 再 第 本 48月45駅	:推 薦 書 (在学校用)		4 10 10 10	奨学生潜動毒(在	(学校用)	
第 学年 年3月卒業見込み	学校	最素	護	報		按
が と に に に に に に に に に に に に に		年3月卒業見込み	在华校	学校		年3月卒業見込み
			13年			

改正後	改正前
(現)(E)	(到)致()
1 本人が所属する学部・学科における投票料 (年額) 円	1 本人が所属する学部・学科における投棄料 (早額) 円
2 1の授業科のうち免除額 (年額) 円	2 1の授業科のうち免除額 (年額) 円
3 本人が今年度に納める予定の投業料 (年額) 円	3 本人が今年度に納める予定の投棄料 (年額) 円
ф. Д. П.	11 11 11
学校(学館)張	学校(学問)近
備考 1 在学塚用の申請者で第1学年のものは前在学校からの成績証明書を、在学塚用の申請者で 第2学形式上のもの及び予約採用の申請者で現在在学しているものは在学校からの成績証 明書をこの書属書に着付してください。 2 投業科の欄は、本人が大学又は摩修学校の在学採用の申請者である場合にのみ記入してく ださい。 1 授業科の欄の「授業科(作額)」とは、申請時の年度における在学校の授業料の年額をい 1 投業料の欄の「授業科(作額)」とは、申請時の年度における在学校の授業料の年額をい 1 投業料の欄の「投業科(作額)」とは、申請時の年度における在学校の授業料の年額をい 2 投業料の個の2については、投業料の免除がない場合は、「0円」と記入してください。	備考 1 在学塚用の申請者で第1学年のものは前在学校からの成績証明書を、在学校用の申請者で 第2学与以上のもの及び予約採用の申請者で現在在学しているものは在学校からの成績証 明書をこの書属書に番付してください。 2 投業料の欄は、本人が大学又は専修学校の在学採用の申請者である場合にのみ記入してく ださい。 3 授業料の欄の「授業料 (年額)」とは、申請時の年復における在学校の授業料の年額をい い、股債拡充費、実置費等は含まないものとします。 4 授業料の欄の2については、投票料の免除がない場合は、「0円」と記入してください。

改正前	<b>第3号様式</b> (第2条関係) 家庭状況書	本人氏名	区分 機柄 氏名 年齢 職業 (学年) 関係先 (学校名)	保護者の当市在住期間 年 月から本年6月末日までで 年 か月間 備考 1 「世帯」の欄には、申請者本人は、「同居して生計を共にする者」に含めてください。 2 「競学者」の欄には、申請者本人も含めてください。 3 「生活状況」の欄には、申請者本人も含めてください。 3 「生活状況」の欄には、家計の具体的状況を記入してください。また、災害に該当する場合は、持ち家の者は罹災証明書等を、持ち家でない者は居住する住宅の罹災証明書の写し等を添付してください。 4 「保護者の当市在住期間」の欄は、旧南郷村(現南郷区)に居住歴のある者は、その居住期間を通算して記入してください。
故正後	<b>第3号様式</b> (第2条関係) 家庭状況書	本人氏名	区分 総所 氏名 年齢 職業 (学年) 動務先 (学校名)   加勝して   上計 を   上	保護者の当市在住期間 年 月から本年6月末日までで 年 か月間 傷考 1 「世帯」の欄には、中語者本人は、「同居して生計を共にする者」に含めてください。 2 「就学者」の欄には、中間者本人も含めてください。 3 「生活状況」の欄には、家計の具体的状況を記入してください。 また、災害に該当する場合は、持ち家の者は罹災証明書等を、持ち家でない者は居住する住宅の罹災証明書の写し等を添付してください。 4 「保護者の当市在住期間」の欄は、旧南郷村(現南郷区)に居住壁のある者は、その居住期間を通算して記入してください。

改正前	第4号様式の2 (第2条関係)															
			m			· 阿女 54ださい	年度分の あります。)	AC大いない 7程不可)	変わっない 計を回じく	9	<b>B</b>	(8)	0	0	8	は は は は は は は は
改正後		同意書	¥			- 一数 ・ 特別 ・ 両力 (n・ffis+e)で開かでください)	器のため、 同意します。 計書を添けする必要が	父文は最)、又は交明 ください。(スタン)	着する場合 父文は母)、文は父母 (する場合を除き、生 (スタンプ和不可)	生年月日						等により教育参属金の 対していたがくいわり 対していたがくいわり 日またに原係事務を 他に関係事務を を持つのに、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
谷		取得		学校名	中語者氏名	雙字金申請医分	及び所得語することに (所称) 証明	場合は当該の 署名物印して	の政力」を申記録合は当該の 研修課件に繋びてください。	1 3						会(修正申告等 に入戸市に住 等)証明書を選 すので指定期 構受仕基限金
	関係)	閱覧	494	8	<b>(III)</b>	29	要する収入 が閲覧取得 市・県送税業	方しかいない について各自	と整理数字金 おしかっない こ。さらに他原 自職名権田口	申請者 との機構						を個人の事務 年の1月1日 (回後業務(所) 日恵衛籍に定 日都議権に定
	<b>育4号様式の2</b> (第2条関係)	課税資料閱	(あて先) 人戸中教育委員会教育長				八戸市奨学生採用資格認定に要する収入及び所得確認のため、 年供民税の課税資料を教育委員会が閲覧取得することに同意します。 (※ 同意書に答名第目がない場合は、市・県送程課院 (※降) 証明書を続付する必要があります。)	、「一般理学金」を申請する場合 以下に申請者の父母(いずれか一方しかいない場合は当該の父又は母)、又は父母以方いない 場合には申請者の生計を維持する方について各日署名物印してください。(スタンプ和不可)	2.「特別頭字金」又は「一数数字金と特別数字金の双方」を申請する場合 以下に申請者の文庫(いずれか一方しかいない場合は当請の父叉は母)、又は父母双方いない 場合には申請者の生計を維持する方、さらに生所保護以帰に属する場合を除き、生計を同じくする18歳以上の方を負にいて各自署名給同してください。(スタンプ刊不可)	(14)(6位)						①我の申告が落んでいない方や個人の書館会(修正申告等)により教育委員会では課段状況等が確認できない方、②申請する中の1月1日に入戸市に住民受験が次い方は、同意書に署名券別された場合でかっても、 市・美民保護株 (所件) 原用券を提出して、かだくごとなります。「少方には、安倉委員会も会日申継続しまりの住民選目でに関係事態を提出してください。「次の方には、申請審事の集職によりの指定と目の任命を開発してくだか。」、「次の方には、申請審事の集業は、申請の事業を提出してくだか。」
	ΙTΉ	HHC	2				製の単	11 年 年	於 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1					I	見音をおるも

改正後	故正前
第 <b>7号様式</b> (第9条関係)   その11   未収ぎ金用	第7号様式 (第9条関係) (その1) - 数類字金用
44 最	群 玩 群
ちは、このたび、八戸市駅学会信与条屋に基ムへ銀字生とした採用されました。 しきましたは、回案医及び回来包括行政医療のに次に掲げる事項を譲其に守むこ かはもちらん。非常に指題し、確行やししつを示す機能することを繋がられてます。	別は、このたび、八戸壮数学金家与条側に指う人数学生として採用されました。 しきましては、原条財及び阿桑阿衛行数同型でに次に掲げる事項を譲収に守ることはももろん、学際に精節し、雑行からしてみが土成業することを整約いたします。
<ul><li>1 資与を受けた理学会は、条例及び規則の定めるところにより循環します。</li><li>2 貸与を受けた数学会を本人が償還しないときは、適番保証人及び保証人が代わってその全額を償還します。</li><li>3 その他本人に係る一切の責任は、適番保証人及び保証人がその責任を負います。</li></ul>	1 資与を受けた期字金は、条例及び規則の定めるところにより循道します。 2 資与を受けた競学金を本人が循道しないときは、連番保証人及び保証人が代 むってその金額を指導します。 3 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負いま
<ul> <li>事業の学業店舗表を教育委員会に提出します。また、体学、資学、転字 又は選手したとき、任所その他学業課徒上の重要事項に異動があったときは、 直ちに教育委員会に届け出ます。</li> <li>原学金の資子が終了したときは、要字金借用証券及び要字金償還申請書を提 出します。これちの書類を提出しない場合は、資本を受けた哲学金の一部償還 の請求を受けても展議を予止され。また、準結が恐れない場合は、教育委員会 の請求を受けても展議を予ません。また、準結が恐れない場合は、教育委員会</li> </ul>	<ul> <li>本年学年末の学業成績教を教育委員会に提出します。また、体学、数学、転学 文は選挙したとき、住所その他学業課戦上の重要事項に襲動があったときは、 着ちに教育委員会に届け出ます。</li> <li>5 数学金の資本が終了したときは、類学会借用証券及び秩学金債選判部券を提 出します。これらの書類を提出しない場合は、資与を受けた課字金の一括電源 の請求を受けても異議的りません。</li> </ul>
	H #
4F 3F B	
(分/年) 八下元學倫敦組合學發布	(あて先) 人戸市教育委員会教育長
	本 人 住所
本人作所	氏名
5.6.8	連帶保証人 住所 人戸市
建带保証人 住所 八戸巾	氏名
氏名 個	祭 框 人 住所
保証人住所	兵名

改正前	(その2) 特別鎮学金用	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単は、このたび、八戸市様学金貨与条側に基づく様学生として採用されました。 の考ましては、原条的及び阿条的施育規則を置く守り、学覧に特徴し、雑行をり らしみ必ず成蹊十ちことを繋約いたします。 また、原条例第12条第1項の規定により償還鑑務が生じた場合は、枚に掲げる事 具を譲実に守ります。	資存を受けた類学会は、条例及び規則の定めるところにより償還します。 賃存を受けた数学金を本人が償還しないときは、連帯及正人及び採証人が代 わってその会額を償還します。 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び採証人がその責任を負います。 有学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また。体学、複学、転学 資金に教育委員会に届け出ます。 選写企の資本が終了したときは、集学金供用に裏動があったときは、 選写企の資本が終了したときは、集学金供用に裏動があったときは、 選手に教育委員会に届け出ます。	ф Л н	(あて先) 八戸市教育委員会教育長	本 人 住所	氏名 面	連帶保証人 住所 人戸市	压名 曲	保 瓩 人 住所	氏名 @	連帯保護人及び保証人は、実印を押印の上、印鑑整験証明書を添付してください。
改正後	(その2) 特別数学金用	a 44	製は、このたび、八戸市技学金貨与条側に基ろく奨学生として採用されました。 つきましては、同条向及び回条阿施行規則を置く守り、学業に精励し、操行をし ひしみ必ず成業することを締約いたします。 また、図条例第12条第1項の規定により償還義務が生じた場合は、次に掲げる事 気を譲渡に守ります。	1 貸与を受けた数学金は、条件の定めるところにより情遇します。 2 貸与を受けた数学金は、条件の定めるところにより情遇します。 4 かってその金額を情感します。 3 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人が代する。 体学・低学 人 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。 また。 体学、漢字・ 低字 人 は学年末の学業成績数を教育委員会に提出します。 また。 体学、漢字・ 低字 人は選挙したとき、任所その他学業権裁上の重要事項に異動があったときは、 値字を向け出ます。 これらの書類は、貸与金受けた奨学金の一括償還 の請求を受けても異議ありません。 また、 建修が影れない場合は、 教育委員会 の請求を受けても異議ありません。 また、 建修が影れない場合は、 教育委員会 か能所等を調査することに同意いたします。	年 月 日	(あて先) 八戸市教育委員会教育長 (あて先)	* A #FF	氏名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	革排保証人 住房 八戸市	R.名 無	保 至 人 住所	氏名 <u>····································</u>	備考 連帯保証人及び保証人は、実印を押引の上、印鑑登録証明書を禁付してください。

改正後	放正前
第8号様式(第9条関係)	第8号様式 (第9条関係)
数字 全 唐 用 計 書	(事)
型田	(F) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B
(元名) 編	(氏名) 職
人庁市政学金貨与条倒に基ろく奨学士として、顕書の数字金貨与を受けました。 っいては、八戸市製学金貨与条図及び回条配施行規則に従い、私ども選帯して卸 無数字金質機の治書のとおり帯りなく償還いたします。 もし、圧出な理由がなく、製字金の電描を1年間あったときは、質整期目にかか わらず、貸与を受けた関学金の一部構造の指示を受けても異議ありません。また、 数字金の質描をあり、適適が吸れない場合は、教育表質会が任所等を置置すること に回避いたします。	ヘ戸布製学金貨与条側に基づく奨学生として、顕書の奨学金貨与を受けました。 ついては、人戸布理学金貨与条例及び回来倒獲行機則に従い。私ども適併して別 高数学金貨場用語書のとおり帯りなく償棄いたします。 もし、正当な理由がなく、数学金の償還を1年間信ったときは、償還期日にかか わらず、貸与を受けた奨学金の一格債益の請求を受けても異議わりません。 後日のために本証書を登し出します。
後日のために本証書を差し出します。	平成 年 月 目
年 月 田	(あて売) 八戸山教育委員会教育長
(あて先) 八戸古教育委員会教育長	
本 人 住所 ——————————————————————————————————	連番保証人 住所 顧
通幣保証人 住所 压名 無	ことを保証いたします。
前記媒学金については、質選の署約を実行させますことを保証いたします。	平成 年 月 自
平成 年 月 日	条 証 人 住所 氏名
格 証 人 住所 元名	
備本 1 通掛保証人及び保証人は、実利を押引の上、印鑑登録証券書を得付してください。 2 本証書の提出がない場合は、好序金の循道の盤平哲しくは免除が認められないこと又は 質道の一部請求が行われることがありますので、ご注重ください。	価本 1 連帯保証人及び保証人は、実印を押目の上、印護登録証明書を添付してください。 2 本証書の提出がない場合は、契字金の貨運の業予若しくは免除が認められないこと又は 資産の一部請求が行われることがありますので、ご注意ください。

(第9条製係) 禁 等 整	改正前	第9号様式 (第9条関係)	奨学金償還用細書	決定番号 第 号 学科名	異動	生年月日 年月日 年 月日 日本 事由 年 月 日許越・退字	借用月額 借 用 期 間 貸与額確認	# ************************************	田 中 月から 中 月まで 御 福 瀬 月 瀬 一 田 東 ・ 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	ET.	償還期間 5年・10年・ 年 償還 毎( ) 月25日 期日	本春籍	人 現住所 電話 ( )	W. T.
	改正後		遊用組書		·		76	# 7#¢ @	車 井年誌         円           土 年録         (最終         円)	H ( ) A 25 H		機能	T WALL	年 月 日生 本人とい 転換

備物 技当券項を○で囲んでください。

備考 該当事項を○で囲んでください。

現住所

 $\prec$ 

報話 E-Mall:

集作用

<

本人との関係

日生

щ

#

生年月日

安

出 迷

日生本人との関係

Н #

生年月日

46

出

账

世

糠

温

( <del>作</del> 事 中	
改正後 森 森 森 森 森 本 中 中 中 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
3   13   2   13   2   15   15   15   15   15   15   15	

第18号様式(第15条関系)	
学金貸与期間延長申請	第18号様式 (第15条関係)
	奨学金貸与期間延長申請書
学校 部 科第 学年 年度獎学生 決定番号 第 号	学校 部 科第 学年年度奨学生 決定番号 第 号
1 申請の雇用	1 申請の理由
2 現在の貸与終期 年 月	2 現在の貸与終期 年 月
3 延長後の貸与終期 年 月	3 延長後の貸与終期 年 月
4 卒業予定期日 年 月 日	4 卒業予定期日 年 月 日
上記のとおり、奨学金の貸与期間の延長を申請します。	上記のとおり、奨学金の貸与期間の延長を申請します。
年 月 日	年 月 日
(あて先) 八戸市教育委員会教育長	(あて先) 八戸市教育委員会教育長
本 人 住所	本人任所
氏名	氏名 ⊕
及 斯 人 在所	以名 以
i	i.

			科第 学年			年 月 田		₩		⊕
改正前	<b>第19号様式</b> (第15条関係)	奨学金貸与辞通申請書	学校 部 年度奨学生 決定番号 第 号	1 申請の理由       2 辞退の期日     年月日       3 現在の借用1額     円	上記のとおり、奨学金の貸与の辞退を申請します。		(あて先) 八戸市教育委員会教育長	本 人 住所 压名	保証人	保 証 人 住所氏名
改正後	<b>第19号様式</b> (第15条関係)	奨学金貸与蔣退申請書	学校 部 科第 学年年度獎学生 決定番号 第 号	1 申請の理由       2 辞退の期日     年月日       3 現在の借用月額     円	上記のとおり、奨学金の貸与の辞退を申請します。	年 月 日	(あて先) 八戸市教育委員会教育長	本 人 住所		保 証 人 住所

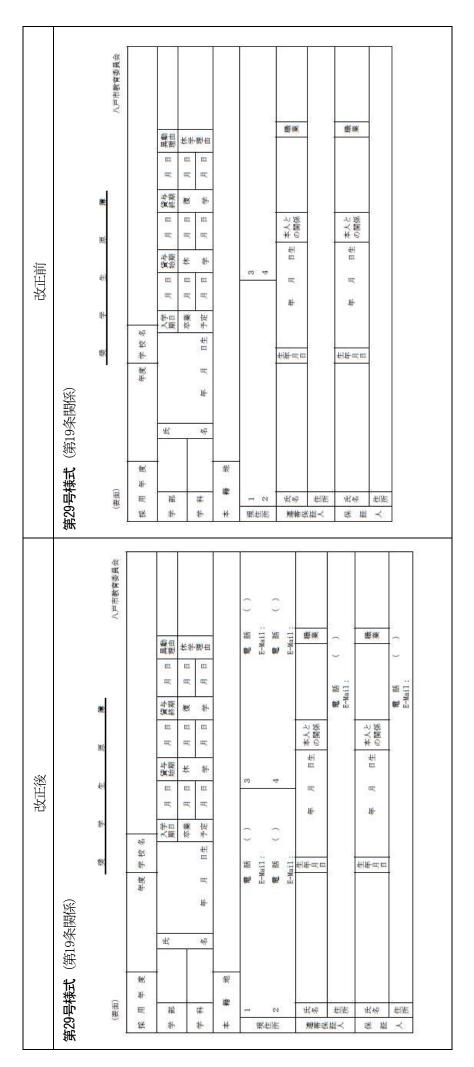
故正後	改正前
<b>第20号様式</b> (第15条関係)	第20号様式(第15条関系)
奨学金貸与復活申請書	奨学金貸与復活申請書
学校 部 科第 学年年度獎学生 決定番号 第 号	学校 部 科第 学年年度獎学生 決定番号 第 号
1 申請の理由	1 申請の選由
復活希望の期	復活希望の期
3 休止(停止)の期間 年 月から	休止 (停止) の期間 年 月か
年 月まで	年 月まで
4 卒業予定期日 年 月 日	4 卒業予定期日 年 月 日
5 希望貸与終期 年 月	5 希望貸与終期 年 月
6 徒前貸与終期 年 月	6 従前貸与終期 年 月
上記のとおり、奨学金の貸与の復活を申請します。	上記のとおり、奨学金の貸与の復活を申請します。
年 月 日	年 月 日
(あて先) 八戸市教育委員会教育長	(あて先) 八戸市教育委員会教育長
本 人 住所	本人住所
氏名	氏名 ⊕
連帯保証人 住所	連帶保証人 住所
氏名	氏名 ⊕
保証 人任所	保証 人住所
氏名	氏名 ®
<ul><li>備考 貸与期間の延長を併せて申請する場合は、「5 希望貸与終期」の欄及び「6 従前貸与 終期」の欄に記入してください。</li></ul>	備考 貸与期間の延長を併せて申請する場合は、「2 希望貸与終期」の欄及び「6 従前貸与終期」の欄に記入してください。

69

改正後         改正前	<b>第26号様式</b> (第17条関係)	選 李 羅	学校 学語 科 第 学年	海学理由 年 月 日		A BH	国出 年 月 日 年 度数学生 決定番号 第 号	年度要学生 決定番号 第 号 ●	本人氏名	上のとおり相違ないことを証明します。	年 月 日 年 月 日	(あて先) 八戸市教育委員会教育長	学校 (学部) 長
	第26号様式 (第17条関係)		4.60							上のとおり相逢ないことを証明します。		(あて先) 八戸中教育委員会教育技	64

改正後	改正前
第27号様式(第17条関係)	第27号様式 (第17条関係)
獎 学 生 住 所 氏 名 異 動 届 保証 人 住 所 氏 名 異 動 届	類学生 住所 氏名 異動 届保証人 住所 氏名 異動 届
異動年月日 年 月 日	ı
	新住所•氏名
旧住所・氏名・電話番号・E-Mail	旧住所・氏名
異動理由	異動理由
年 月 日	平成年月日
(あて先) 八戸市教育委員会教育長	(あて先) 八戸市教育委員会教育長
本 人 氏 名	本 人 氏 名
	保証人氏名
備考 奨学生本人・連帯保証人・保証人のいずれかが署名捺印してください (全員でも可)。	

改正後	改正前
<b>第28号様式</b> (第17条関係)	第28号様式(第17条関系)
亲 莊 人 液 斑 函	亲 简 人 演 漢 語
本書	44 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
4 現住所	当 数在形
番 正 名 年 月 日生 本人との関係	新 東京 氏 名 年 年 月 日生 本人との製研
、職策及び 動 药 先	職業及び 勢 郑 池
2000年	44 米
現住所	単
幕	新
自体及び 郡 宏 光	人人 最後及び 警 説 先 常 説 先
<b>東東陸山</b>	在数局板
墨公存期	(第1)年間
私は、旧連番保証人(旧保証人)に代わり、 かで資料を受けた数学会について債額明確かとおり事りなく債額させますことを勧約いたします。	私は、旧連帯採証人(旧程証人)に代わり、 が貸与を受けた壁字金につ レバ・賃貸時報書のとおり書りなく債遵させますことを警討いたします。
会 発薬を持く	無
新保証人	
田 比 油	田 世 世
(多八年) 八戸七號內抄鎮小號內房	(名) (名) 人戶中發資水質小教育原
本人氏名	本人氏名
進等保証人氏名	道脊保証人民名
保証人氏名 曲	保証人氏名 個
備考 新しく連格保証人又は保証人になった者は、実印を押印の上、印職登録証明書を部付してください。	個本 新しく選帯保証人又は保証人になった者は、実印を押印の上、印鑑整確認明書 を課むしてください。



		_	_			_	m			Т		1		Т				1
							E		Æ		E		E		H		Æ	
					dia													
		<b>₽</b>	¥ 4			L				L				L		╽		
		畔 8		東岩	8,88													
					2月分													
		H			1月分	П				Ì				İ		T		
		培額期			12月分	Ħ				Ì				İ		t		
Ţ		*			11月分 1	H				H				t		t		
改正前		Œ	Æ	Æ	10月分 11	H				H				ł		t		
		en:	中世	- MEK	月分 10	H				H				ł		t		$\frac{1}{1}$
			Ť	ū¢	A 48	$\frac{1}{1}$				H				╀		+		
				紙	月分 8月	H				H				┞		+		
		丞	伊維	ıψ	7	$\coprod$				H				ŀ		╀		-
					分 6月分	$\coprod$				L				ļ		╀		
					5 A					L				L		╁		
				(\$4\$)	4月分									L		l		
	(東面)	珉	柏	(ありがな)	交付月		軍軍		軍軍	l	年度年		年度	l	年度	-	年度年	
			Т			_			_	_				_				
		1					Æ		£		Æ		Æ		Æ		£	
			+		<del>dia</del>		Æ		Œ		Æ		Æ		Œ		EC	
					ŧ.		Œ		Œ		£		E		E		Æ	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<b>新</b>	ЯЭ		EC		Œ	٦	£		£		£		EC	
		<b>建</b>		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	月分 3月分		E		E		E		Æ		E		Œ	
					月分 2月分 3月分		£		E		Æ		Æ		E		Æ	
		畔湯			1月分 2月分 3月分		£		E		E		EC		E		Æ	
ZZ					12月分 1月分 2月分 3月分		E		E		E		E		E		E	
<b>坎正後</b>		畔湯			11月分 12月分 1月分 2月分 3月分		EC		E		E		80		EC		EC	
改正後		1 加加斯	EC EC	<b>北</b> 安	10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分		EC.		E		£		£		EC		EC .	
改正後		1 加加斯	五 五 五	<b>北</b> 安	9.月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分		EC.		H H		£		80		EC		8.	
改正後		1 加加斯	日 月	<b>基</b>	8.月分 9.月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分		E		H		£		80		EC		8.	
改正後		1	日 月	ま 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	7.11 8.11 9.11 10.11 11.11 11.11 11.11 2.11 3.11 3.11 3.1		EC		H		£		80		E		8.	
改正後		1	田 田	ま 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	6.月分 7.月分 8.月分 9.月分 10.月分 11.月分 12.月分 2.月分 3.月分		EC				£		80		E		82	
改正後		1	田 田	ま 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5.月分 6.月分 7.月分 8.月分 9.月分 10月分 11月分 12月分 1.月分 2.月分 3.月分		EC.				£		80		E		80	
故正後		1	田 田	事 第 9 数 田 品	月分 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分		EC.				£		80		E		8	
改正後	(国營)	1	田 田	ま 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5.月分 6.月分 7.月分 8.月分 9.月分 10月分 11月分 12月分 1.月分 2.月分 3.月分		年 年		度 年		中 一		度 年		中 世		中	

### 議案第24号

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程の制 定について

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程を別紙の とおり制定する。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

# 理 由

豊崎幼稚園を廃止することに伴い、規定の整理をするためのものである。

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程(昭和33年八戸市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び園長」を削る。

第3条中「(第1号の事務については、八戸市立の幼稚園長を除く。)」を削る。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

故正後	改正前
(趣)	(趣旨)
第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第3項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の八戸市立学校の校長(以下「学校長」という。)への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。	<ul><li>第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第3項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の八戸市立学校の校長及び園長(以下「学校長」という。)への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</li></ul>
(委任事務)	(委任事務)
第3条 学校長に次の事務を委任する。	第3条 学校長に次の事務 (第1号の事務については、八戸市立の幼稚園長を除く。) を委任する。
(1)~(10) (略)	$(1)$ $\sim$ $(10)$ $($ $\mathbb{R}$ $\mathbb{R}$ $)$

# 議案第25号

地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について 別紙のとおり市長の権限に属する事務の委任を一部変更することについて同意するものとする。

平成25年3月28日 提出

八戸市教育委員会 委員長 岡 本 潤 子

### 理由

市長の権限に属する事務の委任を一部変更することについての八戸市長からの協議に対し、回答するためのものである。

### 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和54年八戸市規則第13号)の一部を次のように改正する

第3条第2号中「1件」を「予定価額」に、「10万円」を「20万円」に改める。

第4条第4号中「1件」を「予定価額」に改め、「車検及び予定価額10万円以上の」を削る。

# 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(教育長に委任する事務)	(教育長に委任する事務)
第3条 教育長に、次に掲げる事務を委任する。	第3条 教育長に、次に掲げる事務を委任する。
(1) (昭)	(1) (略)
(2) 前号に掲げるもののほか、 <u>予定価額</u> 100万円未満のその他の契約(車検及び予定価額 <u>20万円</u> 以上の車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。)の締結に関すること。	(2) 前号に掲げるもののほか、 <u>1件</u> 100万円未満のその他の契約(車検及び予定価 額 <u>10万円</u> 以上の車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。)の締結に 関すること。
(3)~(6))(略)	(3)~(6) (場)
(教育長に補助執行させる事務)	(教育長に補助執行させる事務)
第4条 教育長に、次に掲げる事務を補助執行させる。	第4条 教育長に、次に掲げる事務を補助執行させる。
$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)	(1)~ $(3)$ (#\$)
(4) 前3号に掲げるものを除くほか、 <u>予定価額</u> 100万円以上のその他の契約(車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。)の締結に関すること。	(4) 前3号に掲げるものを除くほか、 <u>1件</u> 100万円以上のその他の契約( <u>車検及び</u> <u>予定価額10万円以上の</u> 車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。)の 締結に関すること。
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)